

利用者の心得

1 農作業について

- ・栽培できる作物は、野菜、花に限ります。施設内に樹高2m以内の果樹又は庭木を植栽しようとする場合は、町の許可が必要です。
- ・減化学肥料や減農薬に心がけてください。
- ・栽培管理講習会には積極的に参加してください。
- ・畑内の除草には十分に心がけ、また、刈った草の処分は、決められた方法で行ってください。
- ・契約土地の畦畔（法頭から法尻まで）は管理組合が管理します。

2 新野地区との連携について

- ・地域の行事、奉仕活動、祭事に積極的に参加してください。
- ・地域との交流活動を積極的に展開しましょう。

3 施設の利用について

1) 施設利用

- ・地区内や周辺の、個人所有の山林などには許可なく出入りしないでください。
- ・20戸で作る「友の会」を結成し、会運営がスムーズに行えるように正副会長、会計を選任してください。また、年会費を徴収し、その運営の任にあたってください。
- ・日用品、資材、その他生活に必要なものは、極力町内で購入してください。
- ・下水道処理場の清掃当番は、管理組合が有償で行ないます。
- ・健全な環境保全に努め、騒音や悪臭の防止に責任を持って努めてください。
- ・年間のべ120日以上来園し、農園管理に努めてください。
- ・憲章を理解し、遵守してください。

2) ラウベ（宿泊可能な休憩施設）の利用

- ・ペットの入室は、禁止とします。
- ・利用者が施設に損害を与えた場合は、利用者の負担で修繕し、町の検査を受けてください。
- ・施設等における改修は認められません。
- ・柱や壁に釘や、粘着テープのフックなどを設置することは認められません。ビス・画鋲の使用は可能とし、外の物置についても同様とします。
- ・囲炉裏を使用する場合は、炭を使用してください。また事故防止のため、十分な換気を行いながら使用してください。
- ・施設等を目的外や、営利目的に使用したり、所定以外の第三者に利用させたり、又は契約上の地位を第三者に譲渡したりすることはできません。
- ・他の利用者に迷惑を及ぼす行為は禁止します。
- ・施設内での冷暖房器の設置は、町の許可を受けた上、各自で行ってください。なお、カーテンは利用者で取り付けてください。薪ストーブや囲炉裏を使われる方については、不燃性のカーテンを推奨します。

- ・施設の設備等は、取り扱い説明書をよく読んで使用してください。特に冬季における水道の取扱いは、十分注意してください。凍結破損の場合、修繕費用は利用者の負担となります。
- ・施設に異状があった場合は、管理人又は町に連絡し、指示を受けてください。
- ・施設の電気料、ガス代、上下水道料、電話料、ケーブルテレビ、インターネット接続などの手続きは利用者各自で行ってください。また、利用者が怠った行為により生じた料金等は利用者の負担を原則とします。

4 環境美化等について

- ・ゴミは、指定袋等により分別して決められた日に、指定のゴミステーションに出してください。
- ・生ゴミは、動物（カラス、猫、猿、鹿、狸、ハクビシンなど）に荒らされやすいので、コンポストを利用したり、土をかけるなどして処理には十分注意してください。
- ・園路の除雪については、滞在している利用者が管理組合及び町と協力して行ってください。
- ・管理棟内の多目的ホールを占用して使用する場合は、管理人に届け出てください。

クラインガルテン新野高原憲章
～祭りの里千石平にあなたの農園を～

平成21年5月21日

- 1 世代を超えて農作業を楽しみます。
- 1 新野に都市と農村がお互いに学び、助け合う新しい風を取り入れます。
- 1 私達は、第二の故郷になる様、新野の豊かな自然、伝統芸能、食文化を大切にします。
- 1 私達は、新野の心を全国へお届けします。
- 1 新野らしさを活かして日本一の癒しの里を目指します。